

利尻富士町地域振興券（第3弾）事業「取扱Q&A」

（購入者向けQ&A）

Q 1：町民以外の方が購入することはできますか。

A 1：できません。実施目的の一つに地域住民の生活支援を挙げていることから、利用は利尻富士町民限定としています。

Q 2：購入後に、町民以外の方に転売又は使用させてもいいのでしょうか？

A 2：認められません。理由はA 1と同様です。基本的に購入した町民自身若しくは世帯員の方が使用するものと理解して下さい。

Q 3：何度かに分けて再購入できますか。

A 3：できます。但し購入は一人上限4セットまでです。

Q 4：使用期限を失念していました。3月1日以降に使用することはできますか。

A 4：原則できません。このようなことが無いよう使用期限が近づきましたら、町からもIP告知端末等にて周知致します。

Q 5：取扱加盟店を教えてください。

A 5：取扱加盟店は、商品券を購入いただいた際に一覧表をお配りします。
なお、取扱加盟店は店頭「取扱加盟店」の掲示があります。

Q 6：未使用及び不要になった商品券の払戻しはできますか？

A 6：払戻しはできません。

Q 7：商品券を一度に使用する際の限度額はありますか？

A 7：限度額はございません。1人又は家族で購入できるセット分を一度に使用することも可能です。

Q 8：乳幼児の場合でも、1人として商品券を購入できますか？

A 8：できます。